

## 第三者評価結果シート（児童養護施設）

種別	地域小規模児童養護施設
----	-------------

### ①第三者評価機関名

サード・アイ合同会社
------------

### ②評価調査者研修修了番号

SK18001
H0013
H0131

### ③施設名等

名称：	せんしん寮
施設長氏名：	岡田英之
定員：	6名
所在地（都道府県）：	北海道
所在地（市町村以下）：	非公開
T E L：	0136-64-5312
U R L：	uta-sensin@purple.plala.or.jp
<b>【施設の概要】</b>	
開設年月日	2006/10/1
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人 徳美会
職員数 常勤職員：	3名
職員数 嘱託契約職員：	
専門職員の名称（ア）	
上記専門職員の人数：	
専門職員の名称（イ）	
上記専門職員の人数：	
専門職員の名称（ウ）	
上記専門職員の人数：	
専門職員の名称（エ）	
上記専門職員の人数：	
専門職員の名称（オ）	
上記専門職員の人数：	
専門職員の名称（カ）	
上記専門職員の人数：	
施設設備の概要（ア）居室数：	6室
施設設備の概要（イ）設備等：	台所、リビング、宿直室、事務室
施設設備の概要（ウ）：	洗濯室、浴室、トイレ
施設設備の概要（エ）：	

### ④理念・基本方針

<p>子どもの最善の利益のために全職員が協力して養育に努める。 そのために各職員が目的を共有し関係機関等との連携をはかりながら子どもの支援に努める。</p>
--

### ⑤施設の特徴的な取組

<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員が働きやすい勤務体系の確立</li> <li>・町内会活動への積極的な参加（清掃活動・環境美化活動等）</li> <li>・大学・短大・専門学校生に対する奨学金の給付制度</li> </ul>
--

### ⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2020/7/17
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2021/3/6
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成30年度（本園と共に）

### ⑦総評

<p><b>評価の高い点</b></p> <p>1、「子どもと職員が希望の持てる施設へ」</p> <p>施設は、養育・支援の向上のために、施設の中での職員による支援だけではなく、施設の外で子どもが社会を学べるように働きかけてきました。かつてはアルバイト先といえば新聞配達だけでしたが、コンビニやガソリンスタンド、夏場であれば水産加工場などに増えました。</p> <p>また、施設長は、現場職員を信頼して子どもの具体的な支援を任せています。施設が所在する地域との関係を重んじて行事等で関係者へのあいさつ回り等を率先して回を重ねています。施設内では、職員に問いかけることで支援の現状を把握し、前任の施設長が推進してきた「進学できる児童養護施設」として様々なことを引き継いできました。子どもの退所後の生活を見据えて、進学先や奨学金の情報提供を行い、子どもと職員が共に希望の持てる施設を目指しています。</p>
---

## 2、「地域と協働した学習支援」

地域小規模児童養護は1名に1部屋が確保され、自室で落ち着いて学習が可能です。2021年2月現在、進学希望は4名中、1名は大学進学を希望しています。どの学校を希望するかは通学している学校と連携して情報提供しています。学校教諭の目の離れる長期間の休みに職員が学習の進捗の具合を見るようにして、進学に支障がないようにしています。緊急入居した小学生には職員がマンツーマンで学習支援しています。進学には公設民営の学習塾があり、生徒の多くを占める施設の子どもも通っています。この他、算数・国語・英語などの基礎が必要な学科は民間学習塾の教師が施設内で開講し、個別指導を行っています。町の将来を担う子どもの学習環境が公私で支えられています。

## 3、「進路指導」

職員は、経済的な問題を一番に考えて子どもの具体的な将来の進路を話しています。この時、奨学金やアルバイトの相談も同時進行することになります。進学も就職も生活にお金がかかるので、目的をもってアルバイトをして貯金をするように指導しています。進学後も生活のためにアルバイトは欠かせない現実があります。保護者からは経済的な援助が得られるとは限りません。

施設の所在地は地域的に、高等教育や専門的な教育機関がありません。進学は他の市へ転居して通学することになるので、措置継続して支援をつないでいます。

### <質の向上のために求められる点>

#### 1、「子どもへの周知」

「施設職員のための被措置児童等虐待対応マニュアル」が8枚、「歌棄洗心学園 危機管理マニュアル」は18枚に渡り、職員の権利擁護の実践となるように作られています。しかし、子どもが自分の権利を守るために周知する掲示物は、低学年用にルビを振ってある程度なので工夫の余地があります。

地域小規模児童養護施設には意見箱の設置はありませんが、本園は投書箱に一定の投書があり対応されています。ともすれば軽微に職員が考えてしまう不適切な関り防止のためにも、子どもには施設外部へ直接連絡できる方を十分に周知することが期待されます。

#### 2、「小規模児童養護施設の標準的実施方法の文書化」

地域小規模児童養護施設「せんしん寮」は、2006年10月1日より開設されました。お金のやり繰りは重要なので職員は個別に十分な時間を取って支援しています。進学と就職の場合に分けて、「奨学金とアルバイトでどれだけあればやっていけるか?」「お給料だけで生活していくには?」等です。

社会常識や社会規範は、職員と一緒に生活する中で気づいた時点ごとに話して聞かせています。子ども同士の会話で相手を貶めるような言葉に職員が気づけばたしなめています。但し、話して聞かせる職員の気づきのレベルには個人差があります。

日常的な支援の中で、子どもに対して権利を尊重していることを意識的に示すには、職員個人の力量に頼るだけでなく具体的な場面を職員間で学習する必要もあります。

地域小規模児童養護施設を開設して15年余が過ぎようとしています。現在まで、うまくいったことを他の職員に伝えるように、また、担当職員や支援する子どもが替わってもノウハウが蓄積できるように、これらの支援の質が担保される仕組みとして体系的な文書化に期待します。

## ⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回の受審にあたり、評価の大項目毎に5グループに分けて設定項目に沿った点検を行い、受審当日も各グループの代表職員に説明を担当してもらいました。担当は役職者に限らなかったため、職員の生の声を聞いていただけたものと思います。今回、良い評価をいただいた項目は、これからも継続・拡充した対応ができるように取り組みます。また、改善を要するとご指摘をいただいた点、特に前回受審以降まだ改善途中である点についてはできるだけ早期に改善し、子ども達への支援・サービスの向上に繋げていきたいと考えております。コロナ禍の中、感染拡大防止にも十分なご配慮のうえで評価を実施していただき、かつ、貴重なご助言をいただいたことに感謝いたします。

## 評価結果表（児童養護施設）

### 内容評価基準（25項目） A－1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 子どもの権利擁護	評価結果
① A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	C

#### 【判断した理由・特記事項等】

小規模児童養護施設「せんしん寮」では個室が提供され、緊急時以外は職員は戸をノックして返事を待って開けている。後志管内の障がい者支援施設が共通で行っている「虐待ゼロへの誓い」の児童版として職員が会議での説明後に署名捺印している。子どもの権利擁護に関しては、前回からの改善として、プライバシー保護や権利擁護に関して規定・マニュアルを見直しているが実施した年月日の記載がなく確認できない。「施設職員のための被措置児童等虐待対応マニュアル」が8枚、「歌棄洗心学園 危機管理マニュアル」は18枚に渡り、職員の権利擁護の実践となるように作られている。しかし、子どもが自分の権利を守るために周知する掲示物は乏しく、担当の職員頼みであることはリスクが伴う。小規模児童養護施設に入居する学齢にかかわらず、わかりやすい掲示物や定期的に子どもに話を聞く機会をもつことが望まれる。

<p>(2) 権利について理解を促す取組</p>	<p>① A2 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。</p>	<p>b</p>
<p>【判断した理由・特記事項等】 CAPを毎年度継続的に受講しているが2020年度は新型コロナ感染予防で中止となった。開催時には「せんしん寮」の子どもも参加するが、参加しない年度があると内容を忘れることもあり、自分を守る手立てとして身に付いているかどうかは定かではない。子ども同士の会話で相手を貶めるような言葉に職員が気づけばたしなめている。日常的な支援の中で、子どもに権利を尊重していることを意識的に示すには、職員個人の力量に頼るだけではなく具体的な場を職員間で学習する必要がある。現在まで、うまくいったことを他の職員に伝えるように、文書化するなど今後の学習会に期待したい。</p>		
<p>(3) 生き立ちを振り返る取組</p>	<p>① A3 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。</p>	<p>b</p>
<p>【判断した理由・特記事項等】 生き立ちの振り返りは、敢えて行っていないが、子どもが自分から語りだしたときに職員は深く聴きとるようにしている。また、子どもによっては慎重を期するので十分な準備が必要とも考えている。特に問題がない子どもは行事のDVDを視聴して幼かった頃を一緒に思い出す程度である。乳児院の職員からの手紙が子どもの記録に綴じられおり、幼少時から入所した子どもは記録が保存できているが、中高生からの入所児童に関しては一緒に振り返る取組は乏しい。信頼できる職員と共に生き立ちを振り返ることで、自己形成の糧となるように、更なる取組みを期待したい。</p>		
<p>(4) 被措置児童等虐待の防止等</p>	<p>① A4 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。</p>	<p>b</p>
<p>【判断した理由・特記事項等】 「就業規則」には職員の不適切なかかわりには厳正な処分を行うことが明記されている。「被措置児童等虐待対応マニュアル」に子ども自身が外部へ通告するフロー図まで作成されているが、わかりやすい掲示物等による周知までには至っていない。子どもが自身を守るCAP受講を継続しているが、実施後の取組みには改善の余地がある。地域小規模児童養護施設には意見箱の設置はないが、本園は投書箱に一定の投書があり対応されている。ともすれば軽微に職員が考えてしまう不適切な関わり防止のためにも、子どもには施設外部へ直接連絡できる方を十分に周知することが期待される。</p>		
<p>(5) 子どもの意向や主体性への配慮</p>	<p>① A5 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。</p>	<p>b</p>
<p>【判断した理由・特記事項等】 「せんしん寮」で生活ルールを話し合う機会は特に設けられていない。子どもの相談や要望は個別に職員が聞き取っている。本園の物品を借りたいという要望は、本園と話し合ったり取り合っているが、主に職員間の連携により、本園と「せんしん寮」の子ども同士が協議して、主体的に決めているのではない。「せんしん寮」へ本園の子どもが訪れるときは職員が同行し、土日祝日限定である。高校生男子の生活の場なので女子と団体の訪問は禁止している。休日の過ごし方は本園の子どもと同様に、隣接する体育館や部活で体を動かしたり、自室で音楽を聞くなどしている。本園から転居する段階で卒園後の自立訓練にもなることが話されている。就職と進学後に収入と支出のバランスを考えてやり繰りできるように個別の指導を行っている。担当職員はリービングケアを見据えた文書の作成を独自に進めている。今後は、どの職員が支援に入っても子ども自身が主体的に生活全般を考えていけるように期待したい。</p>		
<p>(6) 支援の継続性とアフターケア</p>	<p>① A6 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。</p>	<p>b</p>
<p>【判断した理由・特記事項等】 現在、入居しているのは、卒園後の自立を目的としているので、ある程度自立している子どもが生活している。本園での担当職員から地域小規模児童養護施設「せんしん寮」の職員へ申し送りがあり、子どもに不安があれば事前の情報として得られてきた。また、子どもも「せんしん寮」や本園の元担当職員だけではなく、施設長に直接電話をして頼み事をするなど、人間関係が広くオープンである。「せんしん寮」に家庭復帰や施設変更のケースはなく、アフターケアは本園に2名の職員が配置されている。訪問調査時には2～3日前から緊急入居した小学生がいたが、既入居生には職員から仲良くするように、という話があった。新規入居の小学生にはマンツーマンで職員が支援に入っている。このような緊急入居や新規に入居してくる場合のためにも、移行期の支援として小規模児童養護施設版の手順書の作成が期待される。</p>		

②	A7 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
【判断した理由・特記事項等】		
地域小規模児童養護施設「せんしん寮」は、2006年10月1日より開設された。過去に卒園生の集いはなく相談は元の担当職員で対応していた。現在はアフターケアとして男性職員2名が本園に配置されている。卒園した子どもからリービングケアにつながる話を職員は特に聞いていない。お金のやり繰りは重要なので個別に十分な時間を取って支援している。進学と就職の場合に分けて、「奨学金とアルバイトでどれだけあればやっていけるか?」「お給料だけで生活していくには?」等である。地域小規模児童養護施設を開設して15年余が過ぎようとしている。担当職員や支援する子どもが替わってもノウハウが蓄積できるように、体系的な文書化にも期待したい。		

## A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本		評価結果
①	A8 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	b
【判断した理由・特記事項等】		
地域小規模児童養護施設「せんしん寮」では、専任の職員とヘルプの職員2名の合計3名で高校男子6名を支援している。本園からの転居なので幼いころからの育ちを記録したDVDを視聴して職員と盛り上がることもある。フェースシートやアセスメント、自立支援計画の経過から子どもの個性は理解している。子どもの支援にも多様な実践理論はあるが、職員なりに絶えず努力している。自分の支援が「100%である」と言い切らないところに、子どもを受容していく態度を向上させようとする意気を感じた。今回の面談では多くが語られなかったエピソードの背景を他の職員とも共有できる仕組み化を期待したい。		
②	A9 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	b
【判断した理由・特記事項等】		
現在の「せんしん寮」に入居しているのは6名である。高校生男子といえど、食欲には個人差があるので職員は配膳に留意している。アルバイトや部活等があり、十分に体を動かしているため睡眠は十分に取れて、不眠の訴えを主担当者は聞いていない。寮内生活のルールは、即答できることが多く、内容によっては保留にして上司に相談することはある。地域小規模児童養護施設職員としては、自分ですぐに答えを出せることが、目の前の子どものためにもなると考えて支援している。子どもの状態に合わせて柔軟に対応できる職員の支援力の今後にも期待したい。		
③	A10 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	b
【判断した理由・特記事項等】		
「せんしん寮」入居者は高校生にもなっているので、朝の支度等も各自でこなして通学している。自分のことは自分でできるように、手をかける必要はない。子どもがアルバイトを無断欠勤したときは、職員が叱って、一緒に謝罪にいくといった失敗のフォローがあった。子どもが主体的に自分の問題を解決する、ということでは、地域小規模児童養護施設は掌握しやすい。今後は、どこまで見守るべきなのかを職員個人の判断とならないように職員間で協調することが期待される。		
④	A11 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
【判断した理由・特記事項等】		
施設として学習支援に力を入れて、進学率向上に努めている。大学進学希望から支援学校への通学まで幅広く対応している。奨学金は法人独自の制度の他、全国児童養護施設協議会作成の奨学金一覧表も活用している。運動の場として体育館等があり、居間に共有のゲーム機、コミック等の書籍も置いている。3月末まで緊急入居の小学生は、地域小規模児童養護施設職員とは別の職員がマンツーマンで一緒に勉強や遊ぶといった支援している。		

- ⑤ A12 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。

b

【判断した理由・特記事項等】

高校生活を滞りなく毎日を過ごせているので、基本的な生活習慣は獲得できていると職員は認識している。社会常識や社会規範は、職員と一緒に生活する中で気づいた時点ごとに話して聞かせている。但し、話して聞かせる職員の気づきのレベルには個人差がある。この点が担保される仕組みとして文書化に期待したい。

(2) 食生活

- ① A13 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。

b

【判断した理由・特記事項等】

献立は、本園と同様であることを基本としているが、その日の子どもの要望を聞いて餃子からシューマイに変更したり、味付けを濃いめにするなどして家庭的な食事に努めている。アレルギーの子どもは現在いないが、対応としては除去食を考えている。地域小規模児童養護施設の特性を活かして、バナナが余ったら、ジュースにするなど小回りの利く提供をしている。訪問調査の3日前から小学男子1名の入居があるが、現在まで健康的な6名の男子高校生なので、食育に関して栄養士の介在はない。現在の「せんしん寮」はリービングケアを前提にした本園からの入居である。今後は、本園のリービングケアマニュアルを補足した調理や食習慣等の指導プログラムや栄養士のサポートにも期待したい。

(3) 衣生活

- ① A14 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。

b

【判断した理由・特記事項等】

衣類の購入は、新型コロナウイルス感染症のパンデミック以前は余市や小樽方面へグループで購入に出かけていた。このところは、季節の変わり目にグループで室蘭へ車で出掛けている。ボタン付けなどの補修やアイロンかけは必要に応じて職員が支援している。男子なのでワイシャツのアイロンかけが卒園後に必要になるかもしれないが、アイロンが不要の形状記憶ワイシャツやクリーニングに出すという方法もある。生活費を節約しようと本人が考えれば必要に迫られてアイロンかけも上達するであろう。これも自己表現の一つと考えれば、性急に指導する事柄とも職員は考えていない。ボタン付けなど、リービングケアマニュアルとしての蓄積も期待される。

(4) 住生活

- ① A15 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。

b

【判断した理由・特記事項等】

1階に食堂・居間・浴室等の共用スペースがあり、2階に子どもそれぞれの個室があり、思春期の子どもの居場所が確保されている。住居は、吹き抜けの一軒家の作りになっており、2階から1階が見渡せる。職員宿直室が1階にあり、専任職員1名の他2名のヘルプ職員で支援している。現在、壁蹴りをして壊すといった子どもはおらず、什器等の破損があれば簡易なものは副園長が修繕し、手に負えないような場合は営繕会社に依頼して居住空間を整えている。尚、縄梯子の設置はあるが避難訓練や仕様の点検はないので、必要の有無を検討することが期待される。

(5) 健康と安全

- ① A16 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。

a

【判断した理由・特記事項等】

現在、入居中の子どもに定期通院が必要な者はおらず、症状があれば本人自身が訴えることができる。本園に看護師が配置されているので、健康や医療等で相談する機会はある。最近では、卒園前に自動車免許を取得するにあたり、視力の問題があった子どもについて受診すべきかを相談した。医療や健康に関して学習する機会としてノロウイルス対策の実践研修を本園と共に実施している。

<p>(6) 性に関する教育</p>	<p>① A17 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。</p>	<p>b</p>
<p>【判断した理由・特記事項等】</p>		
<p>CAPを毎年度継続して受講しているが昨年は新型コロナ感染予防のために中止となった。開催があれば地域小規模児童養護施設の子どもも出席している。参加しない年度もあり、全員がCAPの手法等が身に付いているかは定かではない。「性検討委員会」を2年前の2019年より設置し、看護師とも事例を共有して性的な事件にどう対応するかを話し合っている。本園では恋愛禁止に反対する投書が多くあり、子どもとの話し合いも行われている。「せんしん寮」ではグループ学習会や個別の話し合いは特に設けていない。単に知識を与えるだけではない、相手や自分を大切にすることが期待される。</p>		
<p>(7) 行動上の問題及び問題状況への対応</p>	<p>① A18 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。</p>	<p>b</p>
<p>【判断した理由・特記事項等】</p>		
<p>子どもの行動上の問題や状況には、見つけたその場で注意して都度の対応を行っている。現在、自傷行為や暴力行為に及ぶ子どもは6名の中にいない。突発なことが起きて職員の判断では容易でない場合は、本園の役職者等に相談することになっている。本園とは場所が離れており、職員が一人で対応しなければならないこともある。ベテランの職員でなくても即応できるようにマニュアルを改めることにも期待したい。</p>		
<p>(8) 心理的ケア</p>	<p>② A19 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。</p>	<p>b</p>
<p>【判断した理由・特記事項等】</p>		
<p>子ども同士で粗雑な言葉使いが連続したら、個別に呼んで職員が注意をしている。ケアニーズの高い子どもはいないが、何かあれば本園に相談することになっている。職員として生活の中で心掛けているのは、学年等の上下のバランスで弱い立場になりやすい子どもに留意している。現在のところは、対応に苦慮する子どもはいない。小規模児童養護施設として、万一の場合の連携体制までは考えていないので、主担当以外の職員でも対応可能なように見直すことにも期待したい</p>		
<p>(9) 学習・進学支援、進路支援等</p>	<p>① A20 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。</p>	<p>b</p>
<p>【判断した理由・特記事項等】</p>		
<p>2020（令和3）年2月18日訪問調査の3日前から小学男子1名が緊急入居しており、3月まで入居予定である。現在、入居中で心理的ケアを要する子どもはいない。しかし本来家庭で育つべき子どもが親元を離れて施設で暮らすことを考えれば、まったく心理的ケアの対象ではないとはいえない。心理的支援の重要性から本園と共に職員研修の充実が期待される。</p>		
<p>(9) 学習・進学支援、進路支援等</p>	<p>① A21 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。</p>	<p>a</p>
<p>【判断した理由・特記事項等】</p>		
<p>地域小規模児童養護は1名に1部屋が確保され、自室で落ち着いて学習が可能である。進学希望は4名中、1名は大学進学を希望している。どの学校を希望するかは通学している学校と連携して話し合っている。進学に支障はないかといった学習の進捗の具合は、学校教諭の目の離れる長期間の休みに職員が様子を見るようにしている。緊急入居した小学生には職員がマンツーマンで学習支援している。進学には公設民営の学習塾があり、別途、基礎学習の習熟には民間学習塾の教師が本園で開講して個別指導を行っている。</p>		
<p>(9) 学習・進学支援、進路支援等</p>	<p>② A22 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。</p>	<p>a</p>
<p>【判断した理由・特記事項等】</p>		
<p>職員は、経済的な問題を一番に考えて子どもの具体的な将来の進路を話している。この時、奨学金やアルバイトの相談も同時進行する。進学も就職もお金がかかるので目的をもってアルバイトをして貯金をするように指導している。進学後も生活のためにアルバイトは欠かせない現実がある。現在、進学に反対する保護者はいないが、経済的な援助が得られるとは限らない。施設はが所在する地域には、高等教育や専門的な教育機関がない。進学は他の市へ転居して通学することになるので措置継続して支援をつないでいる。</p>		

<p>③ A23 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。</p>	a
<p>【判断した理由・特記事項等】 入居している子どもの6名中2名が新聞配達等のアルバイトを行っている。夏休み等の長期の休みであれば、食堂の調理場での仕事がある。学校の長期期間の休みには、数日のアルバイトだけでも行えるように、施設は地元の企業に働きかけている。</p>	
<p>(10) 施設と家族との信頼関係づくり</p>	
<p>① A24 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。</p>	b
<p>【判断した理由・特記事項等】 職員が保護者と話す機会は、子どもの担当が替わった時と進路相談と行事の連絡などである。子どもの出身地が道内各地であることから、保護者が迎えに来れるところまで職員が送っていくことになる。また、ケースによっては出身地の児童相談所まで出向いて、学校教諭、福祉事務所職員、保護者が集まることもあり、顔の見える関係作りができる機会となっている。地域小規模児童養護「せんしん寮」の現状では、特に家庭支援専門相談員が入っているというわけではない。家族からの相談に応じる体制としては、一考を期待したい。</p>	
<p>(11) 親子関係の再構築支援</p>	
<p>① A25 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。</p>	b
<p>【判断した理由・特記事項等】 現在の地域小規模児童養護「せんしん寮」に、家庭復帰を目指して計画している子どもはいない。卒園後に施設と関りがなくなりそうな子どもであれば、卒園前に保護者に親としての役割を期待する話をもっていけるような関係を職員はつくるようにしている。家庭復帰できそうな、或いは必要な子どもであれば職員から保護者に何かと頻りに連絡するようにしている。元の家で子どもが幸せになりそうであれば家族の再構築を目指すべきと考えて日々支援をしている。地域小規模児童養護の子どもについても家庭支援専門員が介入する体制に期待したい。</p>	

共通評価基準（45項目） I 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

<p>(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。</p>	評価結果
<p>① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。</p>	b
<p>【判断した理由・特記事項等】 法人ホームページに法人の理念・基本方針の掲載はある。同法人の他施設同様に、児童養護施設「歌棄洗心学園」としての掲載はない。職員は指導目標等を定期的に唱和等は行っているが、理念・基本方針とは文言が異なる。理念と基本方針は共通評価基準1番以降に波及する肝要な文言である。施設において明確にし、子ども・保護者・地域への周知が期待される。</p>	

2 経営状況の把握

<p>(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。</p>	評価結果
<p>① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。</p>	b
<p>【判断した理由・特記事項等】 地元との旧来からのつながりから、施設長が主任児童委員を歴任している。町の福祉計画は未策定であるが、地方行政のデータというより、顔の見える関係性から地域ニーズを感じ取っている。法人は障がい福祉事業所を多数運営しており、寿都町における雇用の受け皿にもなっている。児童養護施設として子どもに関するデータ等の情報収集は行っていないが、身近な子どもの状況は地縁を強みとして掴んでいる。施設は道内各地からの子どもを受け入れていることから把握している外的な動向を職員へ周知、共に分析することにも期待したい。</p>	

②	3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
【判断した理由・特記事項等】		
児童養護施設としての緊喫の課題としては、職員の雇用と人材育成をあげている。求人募集のアイデアを職員会議で全体へ諮ったことがある。大学・福祉専門学校等へ卒業生の就職先として、就職セミナー開催を始め、鋭意努力している。求人や人材育成に関しても、具体的な中長期及び単年度の計画として作成することが期待される。		

### 3 事業計画の策定

(1)	中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	評価結果
①	4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c
【判断した理由・特記事項等】		
「小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた整備計画」を2018年に、後志支庁へ提出している。2028年度に地域小規模児童養護施設を1棟増設予定である。ケアニーズの高い子どもに対応でき職員確保と配置には課題があるため検討中である。重要課題として人材育成には、従来からの各種研修への受講に加えてOJT等の充実に努めている。同時に人材確保として、各種の就職勧誘活動を進め、雇用条件についても見直し検討を図っている。別途の中・長期の計画はないので、本計画の詳細を具体的に作成することが望まれる。		
②	5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c
【判断した理由・特記事項等】		
「小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた整備計画」には、国の指針として小規模化、多機能化の他、里親支援や一時保護受け入れ、養子縁組支援など幅広く要請される事業の記載がある。施設として実施可能な地域小規模児童養護施設の増設と人材確保と育成にも言及している。しかし、計画としては具体的な作りとはなっていない。このため、単年度の事業計画への反映には乏しく、通年に必須となる事業方針に沿った年度の重点目標と指導方針の記載に留まっている。		
(2)	事業計画が適切に策定されている。	
①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
【判断した理由・特記事項等】		
単年度の事業計画にある年間行事や日課に伴う指導に関しては、月次の会議で見直し等が行われている。計画の目標数値などの設定がないので、進捗・見直し等の確認の方法が定かではない。「日課に伴う指導の内容」が単年度計画の主なものであれば、その内容の各項目（起床・洗面・掃除・登校指導・自由時間・お手伝い・クラブ活動・掃除・学習・反省会・就寝・入浴）の支援の達成具合を振り返ることが必要である。指導の目標や方針に適っているのかを議論して、具体的に次年度へつなげることが期待される。		
②	7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
【判断した理由・特記事項等】		
子どもへは主に行事等を広報誌「潮風」（年4回発行）を通して周知しており、保護者には郵送している。「事業計画」として、子ども・保護者や地域向けの作成はない。事業計画の内容とは、子どもや保護者、地域等に施設の運営の理解を促すものである。周知しやすい、わかりやすい内容への工夫を期待したい。		

### 4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1)	質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	評価結果
①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
【判断した理由・特記事項等】		
第三者評価の定期的な受審と毎年度の自己評価が行われている。男子棟、女子棟、庶務の3つのチームで作業されたが、具体的な改善策に結びついたPDCAとなっていない。苦情箱に関しては、子どもの意見・要望が多く投書されており、その対応には支援の質向上に向けた姿勢がうかがわれる。本項目は、第三者評価の活用を主にみることもあるので、現場職員の「気づき」を単年度の計画に載せることが期待される。		



	② 9 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
【判断した理由・特記事項等】		
前回の評価で課題となった施設長不在時の権限委任については、副施設長が配置された。評価結果は、パソコンの閲覧フォルダで全職員が共有している。課題を認識はしているものの、個々の職員ではその場、その状況に応じた支援は行えるが、継続した課題への対応としては十分ではない。年々変容する子どものニーズに支援の質が伴うように、組織的な仕組は必要である。		

## II 施設の運営管理

### 1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		評価結果
	① 10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
【判断した理由・特記事項等】		
施設長は、現場職員を信頼して子どもの具体的な支援を任せている。施設が所在する地域との関係を重んじて行事等で表に立っている。また、職員に問いかけることで支援の現状を把握し、前施設長が推進してきた「進学できる施設」等様々なことを引き継いでいる。副施設長を配置し、施設のよりよい運営を後方支援している。前施設長が小規模児童養護施設の宿直管理を担っていることから、現施設長のリーダーシップと職員との信頼関係がうかがえる。これをもって、組織力の向上を図る礎となることにも期待したい。		
	② 11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
【判断した理由・特記事項等】		
施設長は、全国と北海道の児童養護施設協議会の他、社会的養護を伴う児童福祉施設長研修会等に出席、児童養護施設に必要な法令遵守に関する知識の習得と職員への周知に務めている。「施設職員のための被措置児童等虐待対応マニュアル」には通告者の保護が記載されている。しかし、職員への周知は乏しく理解には至っていない。公益通報相談窓口の設置を法人と協働して進めることにも期待したい。		
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
	① 12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	b
【判断した理由・特記事項等】		
養育・支援の向上のために、施設内だけではなく、近隣地域で子どもが社会を学べるように働きかけている。近年では、子どものアルバイト先が新聞配達だけだったところが、コンビニやガソリンスタンド、夏場であれば水産加工場などに増えた。また、子どもの退所後の生活を見据えて、進学先や奨学金の情報提供を行い、子どもと職員双方が希望を持てる施設へと導いている。尚、体制としては職員個々の力量に任される点も見られるので組織力の向上を図ることにも期待したい。		
	② 13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
【判断した理由・特記事項等】		
副施設長を配し、これまでに培った支援のノウハウや体制の強化に努めている。現場職員に現状を率直に尋ねて全体の指揮を各リーダーに委ねている。福祉行政での職歴と現在の支援力を活かして、高学年児童も積極的に受け入れている。今後更に、施設の理念・基本方針を具体化する質の高い養育・支援を実現するためには、元となる理念・基本方針の文言を職員と共に確認するリーダーシップにも期待したい。		

### 2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		評価結果
	① 14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
【判断した理由・特記事項等】		
例年、各専門学校や道社協が主催する職場説明会へ参加したり、インターネットのサイト等を活用して採用活動等を行っている。今回は、ZOOMを活用して、職員の出身高校のゼミナール担当を通して、後輩に向けた施設のPRをした。施設のPRとしては、子どもの受け持ちが複数の職員による担当制であることや、担当者が不在の場合には、フォローの体制があること、シフト勤務を明確にしているため、職員が長時間勤務となるのを防いでいること等、具体的にPRできたことが大きい。後輩も、面談相手が出身校の先輩のためスムーズに質問できる利点があった。人材の確保は、施設の重要課題である。ホームページを拡充させ、施設の特色等を効果的にPRする等、法人全体で取り組むことに期待したい。		

<p>② 15 総合的な人事管理が行われている。</p>	b
<p>【判断した理由・特記事項等】 人事考課により職員の自己評価まではおこなったが、これに基づいて実施される予定の施設長による定期個別職員面談は、シフトの関係もあり、十分な時間を取ることができず、想定通りの効果に結びつくまでに至っていない。人事評価を活かすためにも、面談を充実させ、職務に関する成果を共有して、把握した職員の意向や意見に基づき、改善策につなげることに期待したい。</p>	
<p>(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p>	
<p>① 16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p>	b
<p>【判断した理由・特記事項等】 育児休暇を取得しやすい職場環境から、結婚・出産しても離職せず働き続ける例が多い。育休明けに、保育所に入所できない場合は、施設内で保育できる環境にある。子どもを複数担当制にして、担当職員が不在の場合には、フォローの体制がある。また、社会保険労務士による、パワーハラスメント等の研修を受けて、職場環境・働き方を改善している。時間外労働の状況把握をし、シフト勤務体制を明確にして、職員が長時間勤務となるのを防いでいる。有給取得の一覧があり、希望休への配慮もあるが、中間管理職が、そのカバーをしている偏りはある。年に2回、ストレスチェックを実施して、看護師が取りまとめているが、その結果を受けて改善策に繋げる仕組みではない。人材の確保や定着率は、施設の大きな課題であり、一層の職場環境の改善に期待したい。</p>	
<p>(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>	
<p>① 17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</p>	b
<p>【判断した理由・特記事項等】 人事評価での自己評価を基に、個別に面接を実施して職員一人ひとりの目標管理を明確にし、組織的に個々の職員育成に向けてすすめる方向性は定まっているが、全職員との個別面談がなかなか進まない現状がある。「期待する職員像」から、施設の目標や方針を明確にして、職員とのコミュニケーションのもとで職員一人ひとりの育成に向けた目標管理が行われることに期待したい。</p>	
<p>② 18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	b
<p>【判断した理由・特記事項等】 「歌棄洗心学園研修事業実施要綱」が定められ、研修委員が、年間の教育・研修計画が策定している。基本的に、北海道養護施設協議会等の階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等、年度当初に予定された外部研修を基に、指導的な立場の職員を優先しながらも、外部研修には多くの職員が参加出来るように計画している。今後は、施設の年度目標や重点課題に即して、必要とされる専門技術を強化する等、定期的に研修内容を見直すことに期待したい。</p>	
<p>③ 19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。</p>	b
<p>【判断した理由・特記事項等】 「歌棄洗心学園研修事業実施要綱」に則り、施設内外の研修が計画されている。管理職は、北海道養護施設協議会等が計画する必要がある研修を選び、基本的に全職員が、階層別研修や職種別研修、テーマ別研修等の外部研修に参加できるように計画している。参加後には、必ず、内部研修として報告研修会が行われている。今年度は、ZOOM研修も実施した。今後は、職員一人ひとりのスキルに合わせて、職員が自発的に研修意欲を持つことを目標とする意向を示している。外部研修を効果的に活かし、具体的な支援に活かすためにも、職員一人ひとりの研修内容の理解度を把握し、OJTとスーパービジョン体制を強化して、組織の向上につながる実効性のある研修計画を作成し、実施することに期待したい。</p>	
<p>(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>	
<p>① 20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	b
<p>【判断した理由・特記事項等】 「実習生の心構え」をマニュアルとしている。実習生の多くは、児童養護施設に対する関心を抱いているというよりは、施設実習が単位取得の一環となっている学生のため、児童養護施設と子どもたちへの理解を深められるように、基本的な知識や情報を伝えることから取り組んでいる。今後は、児童養護施設が求められる専門性と、社会的な理解を促すためにも、実習生の研修・育成について「実習生の心構え」の見直しをすすめる意向を示しており、期待したい。</p>	

### 3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	評価結果
① 21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
【判断した理由・特記事項等】	
法人のホームページにおいて予算・決算が公開されている。施設のホームページは作成されているが、法人の他の施設のホームページが未作成のため、法人本部の方針で公開されていない。施設の理念や基本方針、運営や活動に関する情報を、適切に公開することは、社会福祉法人として求められている。入所している子どもは北海道内の広域にわたることからも、情報を適切に公開・発信するホームページの公開に期待したい。	
② 22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
【判断した理由・特記事項等】	
法人監事による内部監査、さらに公認会計士事務所と契約をして4半期毎に外部監査を実施している。社会福祉法人制度改革により、組織のガバナンス強化や、運営の透明性の確保が求められている。今後は、ホームページの公開とともに、職員に対して、事務、経理、取引とに関するルールや、職務の権限・責任についての周知にも期待したい。	

### 4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	評価結果
① 23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
【判断した理由・特記事項等】	
施設の子どもが地域と交流しやすいように、施設の園庭や体育館を開放している。小学校の全校生徒の半数が施設入所児童のため、施設での行事は、事前に学校行事やPTA行事、町内会の行事との日程の調整をして、地域交流の場としている。町内会行事には、職員も参画し、子どもは、お祭りの神輿担ぎや祭りの踊り、町内会の海浜清掃等の地域行事に主役的な存在として参加している。また、幼児は、地域の子どもサークルに参加している。高校生となって地域でアルバイトをする場合には、雇用先が子どものテスト期間や長期休暇等を考慮してくれたり、コロナ感染症の影響化であっても、アルバイトの目的が、高校卒業後の生活自立資金であることを理解して、シフトを減らさないように配慮してくれる等、地域に支えられている。職員は、近隣高齢者の除雪を担う等、地域における日常的なコミュニケーションを心掛けている。	
② 24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	c
【判断した理由・特記事項等】	
ボランティア等の受け入れとしては、地元企業が主催する小学生向けの料理教室を実施したり、外国留学生の施設訪問を受け入れてきた経緯がある。施設がイベントとしてボランティアを受け入れる場合には、地域に開放し交流の場ともしている。また、小学校が地域交流の役割を担うコミュニティスクールとなっているため、学校が開催するPTA等の交流行事や町が主催する学生ボランティアを招聘する行事を共同しておこなっている。学校や地域と一体化している行事が多いため、施設として主体的にボランティアを受け入れる体制は充分とはいえない。今後は、積極的な社会資源の活用のためにも、施設としてボランティア受け入れの基本姿勢の明文化や、受け入れの体制の整備が望ましい。	
(2) 関係機関との連携が確保されている。	
① 25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
【判断した理由・特記事項等】	
女子棟、男子棟等の事務室には、施設所在地域と個々の子どもに必要な関係機関等を一覧表にして掲示している。子どもは、町内会の行事等を通して地域住民と触れあっている。近隣にアルバイト先を確保して、子どもの社会経験を強化している。小・中学校とは年2回以上、高等学校とは年1回以上の定例連絡会議を開催し、情報を共有し、さらに、ケースに応じて連絡会議を開いている。学校からは、随時、授業参観に応じることを提示されている。教師の転入・転出には、必ず顔合わせ、挨拶を交わす慣例が定着していることから、声をかけやすい関係づくりができており、学校との連携は密である。自立支援計画にも、学校からのコメントが反映されている。北海道各振興局の児童相談所とは、今後は一層の連携を望む意向が示されている。	

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
①	26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
【判断した理由・特記事項等】		
施設長は、民生委員・主任児童委員に就任し、民生委員協議会などを通じて地域の福祉ニーズ把握に努めている。町内会活動には、子どもが主役的な存在として参加するため、地域住民とともに、子ども、職員が町内会行事と一緒に参画して運営することで、日頃より地域のニーズの把握をしている。今後は、法人全体で情報を共有することで、各施設の専門性や特性に応じた福祉ニーズの把握に期待したい。		
②	27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
【判断した理由・特記事項等】		
法人としては、同一法人の障がい者施設のグループホーム利用者が、地域の高齢者の除雪をしている。施設は、津波災害時の避難場所にも指定されているため、災害を想定して町と協議している。里親支援専門員が配置されて、家庭生活体験事業として、子どもの側は一般家庭の生活体験をし、受入れ家庭は里親を疑似体験する事業が、6年ほど続いている。地域の福祉ニーズに基づく活動は、社会福祉法人に求められている。今後は、地域で歴史のある社会福祉法人の強みを活かし、より積極的に福祉ニーズに取り組むことに期待したい。		

### Ⅲ 適切な養育・支援の実施

#### 1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		評価結果
①	28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
【判断した理由・特記事項等】		
子どもの権利擁護については、令和2年度の事業計画では、児童養護施設運営指針の基本的な考えに基づく方針が記載されている。全国児童養護施設協議会の「人権擁護のためのチェックリスト」を毎年、全職員が実施している。職員会議では、他施設での権利侵害例の報告や、子どもの権利に関わる外部研修の伝達研修が行われている。また子どもには「子どもの権利ノート」を入所時に説明し、デイルームでの閲覧を可能としている。職員が子どもの権利についての理解を深め、更なる質の向上を目指した養育や支援を実践するためには、子どもの尊重や人権への配慮が反映された歌棄洗心学園独自の理念や基本方針の策定が期待される。同時に、職員の意見を反映した養育・支援のマニュアルの作成が待たれる。		
②	29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	c
【判断した理由・特記事項等】		
2021（令和3）年現在、在園生の約7割が中学生以上となっている。相部屋は子どもの相性を考慮した部屋割りを実施しており、一人部屋はごく一部となっている。男女の各棟には3カ所ずつの浴室があり、高学年は一人入浴も可能となっている。女子棟には男性職員の立ち入りは禁止され、男子棟の入浴時間帯は女性職員が立ち入らないよう配慮している。職員をはじめ子ども間にも、本人の許可を得てから入室、個人のものには触れないというルールはある。しかし他方、居室は事故防止が優先されて、廊下から窓ガラスを通して居室内が確認できるように、死角を減らした家具の配置となっている。子どもの事故防止や安全確保は、重要な課題であるが、プライバシー保護は、子どもの人権尊重の基本でもある。改めて、職員全体で、子どものプライバシー保護について話し合う機会を設け、日々の支援の中での気づきを共有化し、プライバシーに関する規程・マニュアルとして作成していくことが望まれる。		
(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
①	30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	b
【判断した理由・特記事項等】		
施設を紹介するリーフレットには、施設の方針、概要、日課や行事のほか、施設内外の写真が掲載されており、1、2年ごとに内容を更新している。リーフレットのほか、潮風（学園だより）などの定期刊行物を道内各地の児童相談所に置いている。児童相談所や学校関係者の見学には随時応じている。新たに施設単独のホームページを作成して公開を法人に一任している。入所している子どもの居住地は広域にわたっているため、情報提供の一つとしてホームページの公開が期待される。		

② 31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
【判断した理由・特記事項等】 入所開始時には子どもに、小冊子「歌棄洗心学園の一日」で施設の生活やルールについて説明している。入所後も自立支援計画策定時に再度の説明をすることがある。ひらがな記載の「歌棄洗心学園の一日」は用意されているが、低学年や配慮の必要な保護者向けの文章表現にも期待したい。入所時に使用する説明として使用している「歌棄洗心学園の一日」には、自己決定や権利擁護の視点からも、相談や苦情申し出の方法、意見・要望の手段についても記載し、説明が統一されることが期待される。	
③ 32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
【判断した理由・特記事項等】 「措置変更引き継ぎ書」で移行先に子どもの状況を伝えている。家庭への移行は高校受験が機となるケースが多く、子どもと保護者の意向を踏まえ、関係機関と十分な連携の下、自宅近くの高校へ進学して家庭復帰している。児童相談所・学校・施設による連絡協議会では、日頃から子どもの状態・家庭環境の変化を共有しており、移行時にも連携が図られる。アフターケア担当職員を2名配置し、定期的な電話連絡や必要時には居住先を訪問している。また、遠方へ移行した子どもには自立支援コーディネーターの協力を得ている。しかし、退所した子どもから受けた相談が職員個人の裁量に留まることもある。退所後の支援の継続性が施設として担保されることが期待される。	
(3) 子どもの満足の向上に努めている。	評価結果
① 33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
【判断した理由・特記事項等】 子どもの満足度調査は、食事、日用品に関するアンケートがあり、それぞれ定期的実施されている。日用品アンケートでは共同購入する洗剤などを、要望が多かった順に数種類購入している。毎月の潮風会（子ども会）は、ダイルームごとの意見のまとめや行事活動、クラブ活動と多岐にわたり、職員も同席しアドバイスしている。潮風会での意見等は職員会議に報告され、結果は潮風会、掲示板等で伝えられている。子どもの満足度は、居室の担当職員が子ども一人ひとりの声や考えを聞き取られている。毎月のケース会議でそれぞれの子どもの声や意見が、詳細に報告されている。	
(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。	
① 34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	c
【判断した理由・特記事項等】 苦情解決にあたっては苦情解決委員会、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員を設置している。子どもと保護者には「苦情申し出窓口」の掲示と配布により第三者委員の連絡先を周知している。苦情申し出があった際には都度委員会を開催し、迅速な解決に努めている。しかし、苦情解決委員会の要綱はあるが、苦情解決に関する規程がないため、担当者・責任者の役割や解決までの手順等が明確となっていない。苦情報告書は「事故・ヒヤリ・気づき」と併用されており、解決に至るプロセスが十分に把握できない。また、第三者委員には中立・公正な判断が求められるため、同法人の理事の就任は望ましくない。また、女兒が相談しやすいこととジェンダーにも配慮できる女性委員の就任が期待される。さらに、苦情解決状況の公開も望まれる。	
② 35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	b
【判断した理由・特記事項等】 子どもの相談や意見を述べる環境として、相談窓口のほか意見箱、アンケート、潮風会（子ども会）などがある。職員は子どもの声に耳を傾け、子どもの性格に合わせて直接意見を聴いたり、日常会話の中から思いを受けとめてケース会議で報告されている。相談室は2部屋用意し、自らの意見を表出するのが難しい子どもへの配慮として、その子どもが相談しやすい職員が声掛けをしている。子どもへの周知として、入所時のしおりがあるが、十分に子どもに伝わるためには、相談内容の秘密保持についても記載と言及が期待される。	
③ 36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
【判断した理由・特記事項等】 ここ2、3年でスマートフォン所持・Wi-Fi設置への要望が増加したため、2020（令和2）年度「スマホ・Wi-Fi検討委員会」を立ち上げて、携帯電話会社や料金、他の児童養護施設での課題など情報を収集している。子どもには、検討委員会の設置や対応に時間がかかる事を伝えている。意見箱は月に2回、施設長により開封され、直後の職員会議で対応を決めている。匿名者の意見は掲示板に回答を掲載、記名があるものは直接本人に伝えている。意見箱開封からおよそ1カ月での回答となるため、より迅速な対応が期待される。	

(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。	評価結果
① 37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
【判断した理由・特記事項等】	
施設の「危機管理マニュアル」には施設内外の事故、安全対策、服薬関係、感染症、火災・地震等への対応が記載されている。地域性から海水浴・海難事故の項目もある。毎月「危険箇所点検表」を基に、施設内、屋上、体育館、園庭の遊具の安全を確認しているほか、非常口を中心に4カ所の防犯カメラを設置して主に外部からの侵入を防いでいる。2019（令和元）年にはリスクマネジメント研修、寿都警察署による防犯対策研修を実施している。ヒヤリハットと事故の区別は明確となっておらず、報告書は併用している。子どもの安心安全を図るためには迅速な事故対応は勿論のこと、事故を未然に防ぐ手段としてヒヤリハットの収集・要因分析が不可欠となる。積極的なヒヤリハットの収集と分析が期待される。	
② 38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
【判断した理由・特記事項等】	
感染症への対応は、「危機管理マニュアル」に記載されている。新型コロナウイルス感染防止・対策のため、新たに感染症対策委員会を設置した。委員会では、生活場面での注意点や活動の制限、予防策・必需品などを決定している。一日2回の施設内消毒のほか、子どもには朝夕の検温を実施し、手洗い・消毒指導を行っている。また町外へ外出する際には携帯消毒液を持参させている。新型コロナの感染を想定し、防護服や男女各棟のユニット部分に隔離室を準備している。ノロウイルス対策では、処理キットを各棟に準備して実践研修を実施するなど、看護師を中心とした感染対策・研修を積み重ねている。	
③ 39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
【判断した理由・特記事項等】	
寿都町内全域と施設の所在する歌棄地域のハザードマップを基に、災害の危険性を把握し「災害対策マニュアル」が策定されている。毎月の火災・地震想定自主避難訓練では振り返りも行い、2021年1月には職員の連絡網訓練が実施されている。備蓄品は、食料、水、LEDランタン、投光器などが一覧表になり管理されている。自家発電は自治体の補助事業で、来年度に設置が決まった。非常食は約6日分の備蓄があるが、献立は作成していない。日常生活の中で、保存食の消費期限や必要量の確認、使用手順を体験するのも災害対策となる。備蓄品のローリングストックのほか、発電機の稼働や投光器の取扱についても定期的に確認することが期待される。	

## 2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。	評価結果
① 40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b
【判断した理由・特記事項等】	
「危機管理マニュアル」に、学校・地域での事故への対応に始まり個人情報までの15項目の対策などが作成されている。他に法人共通の「非常災害対策マニュアル」と児童養護施設として「被措置児童等虐待対応マニュアル」も整備している。日常生活では日課である「歌棄洗心学園の一日」を基本に職員が支援に動いている。子どもへの具体的な支援が施設として担保されて実行されているかの確認までには至っていない。プライバシーも含めた権利擁護の視点で優先順位の高い養育・支援に関する標準的な実施方法を文書化する必要を職員は感じている。支援スキルの、全体的な底上げのためにも、男女各棟で実際に支援に係る職員同士での検討によるマニュアルの作成が期待される。	
② 41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
【判断した理由・特記事項等】	
標準的な実施方法の見直しは会議の席で随時行っている。但し、各マニュアルの策定年月日、更新時期の足跡がないので記入が期待される。マニュアルには、随時の改定と定期的見直しの両面が必要である。自立支援計画と子どもからの要望の反映の確認にもなるので、今後の見直しに期待したい。	

(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

① 42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。

b

【判断した理由・特記事項等】

自立支援計画には、子どもの意向や保護者、学校の意見が記載され、学校からは子どもの成長が報告されている。自立支援計画は、指導記録 養護日誌を基に 子どもの担当職員が計画を立てているが、アセスメントに一定の取り決めはなく、各担当の裁量に任される部分が多い。そのため、子どもの良いところを意識化して記録に残したり、成長への気付きを記録する仕組みがなく、指導記録は、課題に焦点化されている。今後は、子どもの良さや成長に着目したアセスメントを職員間で共有化し、支援目標にどのように取り組むかを子どもと話し合い、目標に対する達成度を確認し合う実効性のある自立支援計画の作成に期待したい。

② 43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。

b

【判断した理由・特記事項等】

児童相談所の提出時期に合わせて、年に2回、自立支援計画の見直しをしている。自立支援計画の見直しについては、ケース会議に図っている。自立支援計画の緊急時の見直しは整備されていない。計画の作成は、担当職員の裁量に任せられている面があり、アセスメントの共有化が不十分なために、何をどのように見直すかの着眼点も共有化されていない。職員は、日常の中で、子どもの意向や学校の意向など、丁寧に聞き取り把握していることから、子どもの長所を伸ばす視点を意識化して、計画の評価・見直しをすることに期待したい。

(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。

① 44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

b

【判断した理由・特記事項等】

子どもの養育・支援の実施状況は、「フェイスシート」「自立支援計画」「養護記録」「指導記録」「通院記録」などで、一人ひとりの子どもについて記録されている。記録はパソコン内のフォルダに保管され、職種により共有する範囲が定められている。関係職員は出勤時にフォルダ内の記録を確認して情報共有に努めている。「養護記録」は日課に沿った子どもの行動、「指導記録」には問題行動に関する対応が記載されているが、毎月のケース会議で報告されている職員が丁寧に聞き取った子どもの声や意見は個別支援計画には十分に反映していない。日々の記録は自立支援計画の策定の基となるため、子どもの長所を伸ばす観点から日常生活の様子を記録されることが期待される。また、「個人情報保護法」により本人・保護者から情報開示に応える場合もあることから、子どもの敬称や文章表現は、記録する職員で差が生じないように、記録要領の作成や指導が期待される。

② 45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

b

【判断した理由・特記事項等】

子どもに関する記録の管理体制として法人の「個人情報保護規程」、施設独自の「個人情報取扱業務概要説明書」が策定されている。記録の保管・管理については、法人の「文書管理規程」で各文書・データの保存期間や破棄を定めている。また、危機管理マニュアルは個人情報提供先への姿勢や、USBメモリの持ち出し禁止が補足として記載されている。毎年発行している卒業文集は、卒園生など学園外部に渡すものは子どもの写真をイラストに変更している。法人の「個人情報保護規程」では個人情報の開示について、本人からの請求に限定している。子どもの施設では保護者からの請求に対しても対応が必要となるため、具体的な体制を期待したい。